

中小企業政策審議会第15回基本問題小委員会

平成31年2月5日（火）

経済産業省中小企業庁

午前10時00分 開会

○田上企画課長 定刻となりましたので、ただ今から「中小企業政策審議会基本問題小委員会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御参集いただきまして、誠にありがとうございます。初めに、中小企業庁長官の安藤より御挨拶を申し上げます。

○安藤中小企業庁長官 皆様、おはようございます。沼上先生初め、大変お忙しい方にお集まりいただきまして感謝申し上げます。また、日ごろから中小企業政策にさまざまな御指導をいただきまして、その点もあわせて感謝を申し上げます。

もう早いもので、年明けから1カ月たっただけで、もう2月の声を聞いたわけがありますけれども、御案内のとおり国会が始まりまして、私どもの中小企業政策も折に触れて御質問いただいております。やはり世の中の御関心をいただいているなど非常に実感をさせていただいております。今日、お集まりいただきましたのは、まさに基本問題小委員会ということで、中小企業政策の大きな課題を2つほど御議論賜りたいなということでございます。

昨年来、中小企業の事前防災対策を強化したらいかかという御議論を関係の皆様方にお集まりいただいて、展開してきていただいております。御案内のとおり、昨年、一昨年の大変大きな災害に見舞われたわけではありますけれども、私どもも災害が起きてからの復旧、復興支援ということで、7月豪雨の岡山、広島、愛媛の3県の皆様方、そして、北海道胆振東部地震の被災をされた皆様方、その他、台風19号から連続で21号まで高潮、風水害の被害が関西地域を中心であったわけでありまして、こういった現場に私どもも含めて足を運ばせていただいております。

そういった中で、失礼ですが、中小事業者、小規模事業者の皆様方なりに事前に準備をしていただいている、あるいは備えをしていただいている方とそうではない方で、やはり被災のされ方、そしてその復旧のされ方に、かなり差が発生しているなということを、いろいろと現場で拝見させていただきました。お金を掛けて何か大変な設備投資をやっていただくということだけではなくて、さまざまな事前準備を、ちょっとした工夫、ちょっとした中小企業の皆様方同士の連携をしていただくことによって、災害が来たときのショックを軽減していただいているというさまざまな取組があります。

こういったことを少し組織的、総合的に進めていきたいということで、その関係の御議論をお願いしたいと思います。これは今始まっておりますこの国会に法案を提出させていただく前提で御議論をお願いしたいと思います。

そしてもう一つは、この場でも御議論いただいておりますが、やはり少子高齢化、人口減少ということから、経営者の方の高齢化が進んでいるのは御案内のとおりでありますけれども、その1つの対策として事業承継、なにかんづく事業承継の税制にかかわる大きな進展を今年度は法人の皆様方、そして来年度は個人事業主の方において、税制改正を行わせていただく予定であります。やはり世代交代を行っていく意味で新陳代謝を促していただ

くと、それを契機として生産性の向上を図っていくと、こういういい循環をつくっていくことが非常に大切だなと思っているわけであります。

一連のこの事業承継政策の進捗状況、法人の事業承継税制は、これまでと比べて10倍以上の利用度になっているようであります。そして、長年中小企業政策のもう一つの大きな目標値になっております創業でございます。数字を上げればいいという話ではないわけではありますけれども、創業率が10%という目標に対して5%台をまだ行き来しているという状況であります。

今、御案内のとおり、第4次産業革命、IT活用ということ、あるいは働き方改革によるフリーランスという動きからすると、逆に創業をしやすい環境が生まれているのではないかと、語弊を恐れずに申し上げますと、ハードルの低い創業というものが可能ではないかという、こういう御議論があるわけでありまして、そういった点も含めて、広い意味での高齢化対応ということでの経営者の皆様方の世代交代を進めていくということでの事業承継と創業というものを、きょう御議論を賜ればと思っております。これは今年の中小企業白書、小規模事業白書のテーマにさせていただきたいなと思っております。

最後に、ご紹介をさせていただきますが、中小企業の経営者の方がちょっとした工夫をしていただくと人手不足の解消が図られる、あるいは利益が相当上がったケース等々含めて、事例を中心として『中小企業白書』を編纂させていただきました。

その中の特に事例をさらに抜き出しまして、わかりやすい形で『儲かる中小企業 人手不足に負けない111のポイント』ということで、近々、今月半ばでありますけれども、書店に並ばせていただきたいなと思っております。やはり中小企業の経営者の方が腹にすんと落ちる形で、こういったなかなか難しい問題を解消していただきたい思いであります。皆様方に御覧いただいて御指摘等々あれば、ぜひお教えいただければ幸いです。

いずれにいたしましても、本日お忙しい中お集まりいただきまして、御議論を賜ることに再度感謝を申し上げます。ありがとうございます。

○田上企画課長 それでは、まず、開催に当たりまして、委員の新任について御報告をいたします。全国商工会の関戸委員が、森委員に代わりまして新たに委員に御就任されております。引き続き、本基本問題小委員会の委員は12名で運営させていただいております。また、本日は、全国中央会の小正委員の代理といたしまして、高橋専務理事にお越しただいております。

続いて、配付資料の確認をさせていただきます。経済産業省では、審議会のペーパーレス化に取り組んでおります。そのため、委員の皆様にも、iPadを配付させていただいております。使い方につきましては、机の上に配付させていただいております資料を御覧いただければと思います。御不明な点がございましたら、事務局にお申しつけいただければと思います。

お手元のiPadを御覧いただけますでしょうか。本日使用させていただきます会議資料が

表示されているかどうか御確認させていただきます。議事次第、委員名簿に続きまして、資料1-1「強靱化研究会の中間取りまとめ」から、参考2「中小企業の経営強化に関する基本方針の改正」につきまして、資料が表示されているかどうか、御確認いただければと思います。

また、先ほど安藤長官から話しがありました。机上に配付させていただいております『儲かる中小企業 人手不足に負けない111のポイント』という冊子は、2018年の中小企業、小規模企業白書の事例をまとめた書籍になりますので、後ほど伊藤調査室長から説明をさせていただきます。河原委員から、経営デザインシートの概要を配付させていただいております。

これより先の進行につきましては、沼上委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○沼上小委員長 それでは、私のほうが引き継がさせていただきます。

皆様、お久しぶりでございます。関戸委員は始めましてということでございますが、随分長い期間空きましたけれども、その前は頻繁にお会いしていましたので、そのときの調子をまた取り戻して活発に御議論いただければと考えています。

背景の事情につきましては今、安藤長官のほうから、かなり詳しく1個目の問題については御説明をいただいたと思いますので、私のほうから申し上げることはほとんどないのですが、今日は3つ議事があるのは議事次第のところに出ていますので、その1つ目の議題について、防災・減災対策に関しまして「中小企業強靱化研究会 中間取りまとめ」というのが作られておまして、対策パッケージがまとめられておますので、まず、この点について事務局のほうから、中小企業の強靱化に向けた取組について説明をいただいて、御議論を進めさせていただきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○田上企画課長 ありがとうございます。冒頭、長官の挨拶にもございましたが、昨年、平成30年西日本豪雨や、台風19号～21号、北海道胆振東部地震など、中小企業の方々の事業活動に大きな影響を及ぼす自然災害が頻発をしております。サプライチェーンや地域の雇用を支える中小企業の皆様に、事前対策をしっかりとやっていただこうということで、「中小企業強靱化研究会」を昨年の11月に立ち上げまして、1月末に中小企業の事前対策や官民での取組をおまとめいただきました。

資料1-1と資料1-2をあわせて御覧いただければと思います。

まず、中小企業・小規模事業者の方々の災害への備えの現状と課題について、資料1-1の1枚目を御覧いただければと思います。

(1)のところです。平成30年は中小企業に影響を与える災害が立て続けに起こりました。平成30年の西日本豪雨ですが、こちらは西日本広域で災害が発生し、水害では初めて特定非常災害に指定されたものでございます。

台風19号～21号も8月から9月にかけて続けて発生をいたしまして、近畿地方を中心に

大きな被害をもたらしました。

9月にも北海道胆振東部地震が発生をいたしまして、発災直後、その日の夜から全道で一斉にブラックアウトが発生いたしまして、複合的な災害になったものになります。

過去にこうした災害が起こったときに、やはり事前の備えをしているかどうかはその後の被害の拡大や復旧に大きく影響をしていることが分かってまいりました。具体的な事例としては、防災・減災投資とか、他の会社との連携、保険の活用といったところ、3つの切り口があるかと考えております。

例えば「防災・減災投資」です。旋盤加工業の会社、こちらの会社は、主要の設備が全て水没をしてしまったということでありますが、一方で、有効と考えられる対策として、生産設備に免震・制震装置を入れていた会社は被害が少なかったとか、生花の小売業の方はショーケースの電源を高いところに置いていた等、ちょっとした工夫で早期の営業再開につながったといった事例がございました。

また「他社との連携」も非常に重要な点かと考えております。樹脂製造業の会社では、代替生産拠点を確保していなかったため、製造の再開が遅れまして、顧客を失った事例もございました。

また、右側の「保険の活用」を見ていただきますと、保険に入っていなかったために設備の買い替えや修理の費用負担が大きくなり、その代替品として生産性の低い中古の機械を入れざるを得なかった事例もございます。

こうした事例を踏まえて、現状中小企業の方々の災害の備えはどうなっているか。課題は3つあるかと考えております。

1つ目は災害対策への課題・取組は総じて低調になっておりまして、リスク把握の状況によって取組にばらつきがあるということもでございます。課題の2つ目といたしましては、災害に取り組んでいくときには、やはり意識を上げる、何から取り組んでいいのか分からないとの声もありますし、リソースやノウハウといったところの課題もございます。

また、3つ目といたしまして、保険もやはり大きな課題になっています。水害も含めて満額補償している方は役に立ったという声がありますが、一部補償にとどまっていると、役に立たなかったという割合が増えております。

中小企業の方々が、災害への備えに力を入れていくときには、やはり外部の方の御協力が必要だということで、災害への備えに力を入れ始めた理由をアンケートで聞いてみますと、行政機関や販売先、サプライチェーンの親事業者、保険会社や支援機関、金融機関といったところが多くなっております。

行政機関の勧めの具体例として、三重県の事例を御紹介しておりますが、行政と大学が連携して人材育成に取り組まれるとか、個別の相談などをされております。また、サプライチェーンの親事業者の具体例として、ナブテスコの事例をご紹介しておりますが、これは部品のサプライヤーを対象にBCPの策定支援セミナーや、具体的なBCPの策定支援を行われて、自社のサプライチェーンの強化という観点で取り組まれているものでございます。

また、保険会社や地域の金融機関でも取組をされています。

2 ページを御覧いただければと思います。こうした課題を踏まえまして、中小企業の方々の災害への備えを強化していく観点から研究会におきまして、「対策パッケージ」を取りまとめていただきました。内容は、事前対策の強化と事後対策で分かれています。

事前対策につきましては、今回、サプライチェーンの中小企業や地域の雇用や経済を担う中小企業について、先ほど申し上げました連携して取り組まれるパターンも含めまして、中小企業の方々の災害に対する事前対策を強化するため、中小企業経営強化法の中に新たな認定スキームを設けることを検討しております。

具体的な内容については、資料1-2の1ページと併せて御覧いただければと思いますが、経済産業大臣が中小企業の防災・減災対策に関する基本方針を策定し、その基本方針には中小企業に求められる防災・減災対策の内容や、中小企業を取り巻く関係者に期待される内容をお示ししたいと考えております。

新たな認定スキームの下、認定を受けられた事業者に対しては、信用保証枠の追加や日本政策金融公庫による低利融資、補助金の優先採択、防災・減災設備に対する税制優遇といった支援策をご用意したいと考えています。

計画の中身でございますが、特に保険が非常に重要になってきますので、事前対策の内容として保険加入などのリスクファイナンスを明確にしていこうと考えております。

さらに、認定の要件に保険会社の知見を踏まえた防災・減災に関する取組を盛り込んでいきたいと考えております。研究会の中で、やはり中小企業の方々、防災・減災対策に対して意識が余り高くないとか、指導する人材が少ないということで、平成30年の第2次補正予算を用いまして、中小企業の防災・減災対策を促進するため、意識啓発、個社の防災委・減災対策に関する取組支援、具体的な計画策定のお手伝い等をする事業を検討しています、また、中小企業の支援をされています商工会・商工会議所・中央会の経営指導員を対象とした人材育成や、中小企業診断士や税理士を対象とした人材育成も検討しております。

また、北海道胆振東部地震の際、社会的なインフラ機能を担う中小企業の方々が、ブラックアウトで電源がなくなってしまった反省も踏まえまして、自家発の設備導入支援についても、補正予算で要求をしております。

右上の(4)のところですが、中小企業を取り巻く関係者の協力ということで、それぞれのステークホルダーの自主的な御判断に基づき、取り組んでいただくことを基本方針で書いていきたいと考えています。

先ほどありましたサプライチェーンの親事業者であれば、取引先中小企業に対するセミナーなどを通じた普及啓発や下請協力会や業界単位での取組をお願いしたいと考えております。

また、地方自治体であれば、普及啓発やそれぞれ独自にインセンティブを付与されているところもありますし、東京都のように設備投資に対する補助金や、制度融資の支援措置を講じているところもあるかと思っております。

また、保険会社につきましては、各中小企業の事前対策の取組状況を踏まえ、リスクに応じた保険料の設定や、災害リスクの啓発やBCPの策定支援があるかと思えます。

地域金融機関につきましては、普及啓発に加えまして、事前対策に必要な資金の融資や、災害時に備えた事前に予め融資の額や金利を設定しておく「コミットメントライン」といったものもあるかと考えております。加えて、こうした中小企業の方々、特に小規模事業者に対してしっかり支援をしていくため、商工会・商工会議所による支援を強化していきたいと考えております。

参考資料の1-2もあわせて御覧いただければと思いますが、商工会・商工会議所は現在でも災害関連の取組として、意識向上や災害への備え、復旧といった取組をされております。そういった取組を今後もしっかりやっていただくため、市町村と一緒に「事業継続力強化支援計画」を策定していただき、普及啓発や災害発生時の被害状況の把握をお願いしたいと考えております。その際に、そういった体制整備に地方交付税を措置できないかを調整しております。また、あわせて全国中小企業団体中央会では、組合を通じた連携も促していただければと考えております。

こうした一連の取組について、中小企業経営強化法に基づく公的認定制度や小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」などを盛り込んだ対策を強化していくという観点で、「中小企業強靱化法案」を本通常国会に提出をしたいと考えております。

加えまして、事後対策の強化でございます。災害が起こった際、災害復旧貸し付けや、相談窓口の設置などを中企庁、国でやっておりますが、現在その発動要件が住家被害を前提としておまして、台風19号～21号の時にはあまり住家被害がなかったのですが、中小企業被害があったという事案がございます。そうした反省を踏まえまして、中小企業被害だけでも、初動支援措置ができるよう、発動要件の見直しについて検討しております。

あわせて、発災時の被害情報収集のあり方につきましても、中企庁のほうで検討・整理をして、関係機関のほうにしっかり周知をしていくべきだといった御提言をいただいておりますので、こうした取組をやっていきたいと考えております。

事務局からは以上になります。ありがとうございました。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。

それでは、皆さんからの御意見を賜りたいと思いますが、いつもどおりネームプレートを立てていただいたら、こちらのほうから指名をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

村本委員、お願いいたします。

○村本委員 ありがとうございます。

BCPについては十数年ぐらい前でしょうか。中企庁でこれを取り組んだ方がいらして、大変熱心にやっておられたのがこういう形で目の目を見るのは大変結構だなと思って、少し遅きに失したかもしれないという去年のことを思うと、そんな感じもしますけれどもね。

1点だけ、私はファイナンスのことをやっておりますので、リスクファイナンスのどこ

ろで少し気になったところがあるのですけれども、リスクファイナンスと言いますと基本は保険になりますので、損害保険会社等が対応することになるわけですが、地域に均てんする、あるいは地域に隅々まで保険のリスクファイナンスの機能を十分につけるのはなかなか難しいわけです。ですから、ここにありますように地域の金融機関を使うとか、あるいは商工会、商工会議所に御協力いただくとかは非常に重要なことになりますので、保険会社だけでこれをやろうとするとなかなか難しいなという感じがしております。

少し専門的な申し方をしますと、地域の金融機関は現在、いわゆる保険の窓販ができませんので、かなりのことができるわけですが、問題はこれをやる時に金融行政の中で、弊害防止装置という問題が出てまいります。これは何かと言うと、保険を募集するときに、例えば銀行がお金を貸している会社に保険をやってくれよということになりますと、抱き合わせ販売とか、あるいは優越的地位の乱用になりますので、これはぐあいが悪いということで、さまざまな制約が現在ついております。これは非常に重要なことなので必要なのだろうと思うのですけれども、その辺を少し考えてやらないと必ずまた、これは保険業界から大変な反対が起きるだろうと思うのです。

その点で考えますと、公的な認定制度を今回考えるということでございますので、公的な認定を得たものについては、例えば今申し上げましたような弊害防止措置についての特例とつけるとか、適用除外をつけるとかが実はあると、もう少しこの辺は進むのではないかなと考えております。その点でまた難しいハードルになるのかもしれませんが、こういうところも必要な。

もう一つは、損保会社以外にも、民間でつくっている各種の共済のようなものについても、少し検討の材料にすることも必要なという感じもしている。それから、保険についてはやはり保険料のことを考えると、団体保険という形で団体割引を使えるような制度設計も重要なことになるのかなと思って伺っておりました。

大体、水害とか水災については、いわゆる特約でやる場合が多いので、保険に特約がついていないようなケースがよくあるのではないかと思うので、その辺も周知するようなことが、やはり必要になってくるのかなという感じがいたします。

それから、中小企業の従業員については、会社がだめになってしまうと給料が出ないことになりますから、所得補償保険などもありますので、こういうのを活用することも重要なので、そういったようなことも視野に入れていただくのが重要なかなと思って伺っておりました。

以上でございます。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。

私、申し遅れておりましたが、ここは30分ぐらいで、委員が9人いらっしゃるの、10人かな、1人3分程度でお願いをできればと思っております。

2番目は曾我委員、お願いします

○曾我委員 日本商工会議所から出ております群馬前橋商工会議所会頭の曾我でございます



す。

お話がございましたように、確かに保険会社だけでは難しいという点は、そのとおりだと思っております。実は群馬県では3年ほど前から東京海上日動さんからの申し出を受けて、群馬県と私ども群馬県商工会議所連合会、そして東京海上日動の3者で、このBCPの協定を結び終えておりまして、前橋商工会議所はもとより、県内の商工会議所でも商工会議所自体のBCPもそれぞれ個別に協定を結んでいます。そして、会員企業についても、前橋の企業でも数多くと言うと語弊がございましたが、計画を立てている企業が20社ほど既にございます。事前対策としては、そういう手の打ち方をしているのですが、特にこの水害の現状を見ると、やはり早期復旧というのが非常に難しくなっているのです。

ただ、いろいろな情報を集めると、世界にはこの早期復旧がいい形で取り組むことができる会社もあるようです。日本商工会議所から情報提供をいただいたのですが、東京海上日動が提携しているベルフォア社という会社は、保険の加入者向けに水害等早期災害復旧支援を行っているようです。万が一のときには非常に適切に早急に、高いレベルでの対応ができるような企業を紹介していくということも、非常に大事ではないかなと思っております。

以上です。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。

3番目は三神委員ですね。

○三神委員 ありがとうございます。

保険に関してなのですが、どうしても日本は特定の保険会社の販売代理という窓口が主に機能してしまっていて、中小企業向けのブローキングの専門業界が発達をしていないという問題がもともとございます。この点はいろいろな委員会でも発言させていただいているのですが、地方都市などでも、やはりいろいろな会社さんの保険商品を扱ってはいても、中小企業向けにコンサルティングの機能が全くない。ここの業界をどう育てていくかというときにどうしても、中立的なところが力を持つと既存の業界が不利に働くので、業界内の方に伺った話ですが、何かしらの妨害が入ったりということがないと。今、そこを飛ばしたまま中小企業向けに保険を展開している。

大手系のブローカーは幾つかあるのですが、中小企業向けに自らも中小規模でやっていたらとところのケースは、販売代理店の名刺と保険のコンサルティング会社の名刺を2つ持って活動をしてらっしゃる。ちょっと御不便がある状態だということを御報告しておきたいと思っております。

いかほどの規模でやっていくのか目安なのですが、例えばドイツの製造業が集中しているところで、中小向けにブローキングをやっている会社は、ヨーロッパの最大規模の発電プラントなども意外に手がけています。これが会計学をやられた方と技術系の大学を卒業したお二人で回っているのです。

事故が起きたときに中立的に原因調査会社をするのはブローカーですが、それが

設置者責任なのか、製造側の責任なのかといった、支払い負担がいかほどの主体に適用されるのかという調査自体も、現状だと非常に保険会社側に有利に日本は働いてしまっているのです。こういった間に入って中立的な立ち位置でやるという業界自体が育っていないので、保険に入りましょうと言っても、なかなかこれはちょっと厳しいものが、特に中小規模になると問題があるのではないかなということを感じております。

もう一点、他社と提携を組んで、災害時には、かわりにサプライチェーンを守っていただく仕組みについて。前も発言しているのですが、このケースは金型であったり、設計図であったり極めて企業秘密に近いもの、顧客リストも含めてですが、これを完全にお渡しをするわけで、実質的には営業譲渡に極めて近い。協定を結んでいるのではありませんが、商流は実態としては戻らないため実質譲渡なわけです。

これはラインの垂直立ち上げのような負荷で先方に対応していただくので、その分コストがかかっているのですが、先方はその後、継続的な売り上げ上昇という便益も受けている。これは何らかの仕組みでその後の、初期のコストは引いたとしても一定のお金が被災企業側に戻ってくるような何か契約の仕組みなりをつくらないと、あまりに理不尽で難しい問題があるのではないかと感じております。

○沼上小委員長 ありがとうございます。

また、お伝えするのがおくれましたけれども、2分半で1回鳴る仕組みになっておりますので、3分で2回鳴りますけれども、即座にやめてくださいという意味ではないので、目安としていただければと思います。

4番目が阿部委員ですね。

○阿部委員 ありがとうございます。

大切な支援を頂戴しまして、感謝申し上げます。

私は現場レベルで、自分の事業所、または自分の組織がこれを受けたときにどうかなと考えたときに、まずは末端までこの情報が伝わらないという現状がありますので、しっかりと中小企業庁さんは自分たちがやった、後はというのではなくて、しっかりと末端までやるのか、やらないのかまでの情報をこちらのほうにほしいなと思います。

情報が入ったときにどうなるかと言うと、市がやらないとか、市が聞いてないとか、商工会議所と連携がとれないとか、ここに計画策定で共同策定があるのです。これは現場では非常に難しいのです。この温度差が違ったり、各基礎自治体でも違ったりしますので、とてもいいことなので、その辺のところの課題というか問題点をきちっと課題に変えて、これもやりながらそういったところの全体の、助成金の支援もそうなのです。どこでとまるかと言ったら動脈瘤を起こしているところは、大体そういうところですから、この部分でしっかりそうやっていただきたいなと、お願いしたいなと思います。

あと、インセンティブをやはり明確にしながら、私たちに訴えていただかないと重い腰が上がりません。本当に話は違いますが、消費税が上がるといっても、なかなかレジを変えられませんから。まだ変えようとしている人が小規模ではなかなかいないという状況も

同じことだと思えます。

あと、そうなったときに、では事業計画を立てようかというときに、どうしていったらいいかわからないのです。だからアドバイザーの一覧とか、この部分についてはどこに聞けばいいのかということを確認にさせていただくとありがたいかなと思っております。

また、御質問ですけれども、先ほど御説明の中で強化法の中に追加をするとありましたが、強化法をとっていないと、これをとれないのかもちょっと気になりました。強化法の中にこれを追加してというようなことがあったので、強化法をとっていないとこの支援は認定できないのかというのもちょっとありました。

あともう一つ、商店街の立場なので、商店街は防災改革といっても、老朽化している建物が物すごくあって、こんなことよりも家を建て直そうとか、店を建て直そうとか、そういうもののほうが大きいので、このことも国交省と何か連携をして進めていただければありがたい。

以上です。

○沼上小委員長 ありがとうございます。

簡単に、質問が1つあったので。

○田上企画課長 今回の新しい計画認定制度、事業継続力強化計画では、中小企業等経営強化法の中に、既存の経営力向上計画とは異なるスキームを設けたいと考えております。支援策として、資料1-1に、信用保証枠の追加や低利融資、補助金の優先採択といったものをインセンティブとして御用意しておりますが、これは計画認定を受けられた方を想定しております。

また、国交省との連携等につきましても、今後の課題としてしっかりやっていきたいと思えます。

○阿部委員 アーケードも倒れそうなのです。

○沼上小委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして三村委員、お願いいたします。

○三村委員 ありがとうございます。

重要な課題に対して、前向きに取り組んでいただけることを大変評価したいと思えます。また、BCPは中小企業経営にとっても基本中の基本でありますから、その重要性を強化していくという非常に重要な政策になると思えます。

ただ、一つだけ気になりましたのは、先ほどの意見とも少し関係するのですけれども、恐らく業界団体とか、あるいはサプライチェーンの流れの中で促進していくのは比較的やりやすいのかもしれないですけれども、例えば地域単位という話になってくると、ちょっと話が違ってくる可能性がある感じがいたしました。

先ほどの御意見とも若干関連するのですけれども、例えば指導人材育成、専門人材の育成、そして専門家による例えばいろいろな相談機能なのですが、あらゆるところにそれが書かれていて、果たしてこれはどんな専門人材なのかということについては、もう少し中

身を精査したり、少し分析しておく必要があるのかなという感じがいたします。

もう一つ、それで気になりましたのは、やはり今の話とも関係するのですが、災害が起こったところは防災の意識が高くても、そうではないところは何となく心配だけしていて、どうしたらいいかわからないという状況にあるかもしれない。そして、恐らく地域の、例えば自治体においても、非常に意識格差があるというか、取組の格差もあるし、それから、何よりも防災関係の部署と商工振興とか中小企業関係の部署との間の情報連携は必ずしもうまくいっていない、そういったような自治体もかなりあるように拝見しております。

そうしますと、連携ということをしてしましても、それがやはりうまくいかない、なかなかいい情報が回ってきませんので、この中で何とか事例として紹介されて、企業には大変いい事例があるのですが、例えば県の事例とか、市の事例とか、本当に積極的に取り組むためにはどういう組織体制をつくっていけばいいかということについても、やはり中小企業庁としても、少し積極的に発言していただいてもいいのかなと思っております。

以上です。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。

続きまして関戸委員、お願いします。

○関戸委員 全国商工会の副会長、神奈川県商工会連合会の会長の関戸でございます。

自然災害のあった地区がほとんど商工会地区だということです。ほとんどの面積が商工会がありまして、そういう意味でもこの対策を講じていただいたことについて、深く感謝を申し上げます。

1つ、商工団体による支援体制の強化というところがありますけれども、その措置が地方交付税措置をとることが書かれていますけれども、より一般財源化されて、実は県のフィルターがかかって、実際の配分がされていないことがあります。ぜひこの辺のところも御検討いただきたいと思えます。

それから、商工会・商工会議所による支援、いわゆる事業承継強化計画について、この内容自体は評価しております、商工会としても、事前の備えに関する啓発・周知はなかなか小規模事業者にまで浸透していないBCP策定支援に取り組んでいくことが重要であると認識しております。

私どもは一昨年11月に保険会社と提携をしまして、まずは職員を対象とした災害リスクの把握とBCP策定の研修を行い、そこから事業者への普及をかけているところでございます。しかしながら、個々の商工会では職員数が少ないために十分に対応できるか不安であります。仕事だけふえて人員がふえないとなると、十分力を発揮できず、期待に沿うことができません。したがって、都道府県市町村が人員体制面も含めた体制を講じていただくよう、国としても御支援、御協力を強力なバックアップをお願いしたいと思います。この地方交付税対策の措置等も関連していると思えます。

次に公的認定制度の創設についてでございますけれども、地域の中核的な事業者が大臣

認定を受けると組合は先行して実施していく必要があると理解しています。しかしながら、商工会80万会員のうち、従業員が2名以下の事業者が約54万会員、全体の67.5%を占めているのが現状でありまして、そこで、参考資料1の中小企業強靱化研究会の中間取りまとめ案の61ページに記載がありますけれども、小規模事業者向けの簡易な枠組みを早期に実現いただくとともに、認定事業者への支援措置等について、大臣認定に準ずるものとして御検討をお願いしたいと思います。

また、発災時の被害状況の把握に当たりまして、情報内容が定型化されていないとの指摘が、資料の4ページに記載されております。私どもでも同様の問題を抱えておりましたので、発災時に会員の被害状況を把握する際の項目を統一し、携帯端末やタブレットから入力する簡易なシステムを本年度開発しまして、来年度から運用できるようにいたしました。商工会としては、この情報を活用して商工会員の相互扶助の精神に基づき、被災された会員さんにお見舞金をお渡しする独自の制度も来年度から立ち上げることにしております。

情報内容の定型化につきましては、国、自治体、支援団体を通じて極めて重要なことですので、各地まで浸透するよう、中小企業庁におかれましては、旗振り役を担っていただきたいと思っております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。

続きまして河原委員、お願いいたします。

○河原委員 ありがとうございます。公認会計士の河原万千子でございます。

多くの被災中小企業が事前対策をしておけばよかったと後悔されている中、このタイミングでこのようにまとめていただきましたことは、中小企業のためになるのではないかと、防火管理者の視点からも、大変評価しております。

先程、地域での連携が大切というお話がございましたが、取組には各自自治体の温度差などありますので、各中小企業でできることとして、例えば、地元の消防署と連携して消防訓練を実際具体的に進めるということもいいのではないのでしょうか。

今回よくまとめていただきましたので、ここに追加という意味ではないのですが、今後のこととして、少し注文としての意見を述べさせていただきます。

まず、人的対策に関して、大企業と比べると、中小企業は自前でなかなかできないこととして、心のケアという部分があります。被災後の大切な支援項目としていただけたらと思います。

次に、物的対策としては、ITに関連してバックアップしたデータの保管場所についてです。バックアップデータは同じ場所に置いてある企業あると思っておりますので、保管場所の問題は、早めに対応いただきたいと思っております。

また、仕事に必要なPCが被災を受けたときにどうするのか、その代替をどうすべきなのかという具体的な検討も必要と思っております。これらは今後の中小企業にとって大切な防災項目です。

「実効性の確保に向けた取組」にもございますが、多分こういうマニュアルというのは、きちっとある程度のところは支援を受けて整備されると思いますが、決めただけではなく、実際に訓練することが必要だと思います。できましたら、訓練を具体的にやっているところに、何らかの加点をいただけるような仕組みを希望いたします。

それから、緊急時の資金援助についてですが、各中小企業が、例えば1カ月間、どの程度の資金が、自社で必要かというのが、わかっていない企業が多いのではないのでしょうか。保証協会は、昨年改正されまして中小企業支援のメニューが追加されていますので、BCPも新たな対応項目として、平時から準備できるように、ご検討いただきたいと思います。

最後に、被災直後はやるべきことは多くありますが、どの事業を優先して、何からどのように進めるのか各企業で予め決めておいて、わかっているではなくて、できるようにする訓練を実施していただきたいと思います。

以上でございます。

○沼上小委員長 ありがとうございます。

続いて大浦委員、お願いします。

○大浦委員 こちらは中小企業庁ですので、このような法案になるのはよくわかるのですが、やはり国民が欲しいものは何かと言うと全体像だと思うのです。普通、経営をやるときに全体像を示さず下に向かって何か言う経営者はいないのです。だけれども、現在の私たちが見ているのはごく一部です。そうすると、これだけを見ても、これがいいのかわからないはずなのです。なので、ぜひ私ども委員だけではなくて、国民全体に、例えば南海トラフが来たらこのようにするのだ、政府の方針はこうであるということを示していただきたいのです。

それから2点目です。実はこれを見させていただいて、安全バイアスが相当かかっている気がいたします。私は熊本で被災していますので、熊本はラッキーなことに津波も起きなかったし、火事も起きなかったので、あれで済みました。だけれども、実際に南海トラフが起きたらどうなるかというのは、今までの歴史を調べるだけでも、相当出てくるのです。幸か不幸か私の娘が今三重大学におりまして、ここにちらっと、三重が非常に先進的にやられていると書いてありますけれども、三重大は完全なウォーターフロントにあるのです。どこが安全なのか私には全然わかりません。

それともっと怖いのは、大学がそこにあるので、子供たちの多くは全くもって海に近いところに住んでいるわけです。全部浸水すると思います。この国がちゃんとした対策をとらなければ、あの子たちはみんな死んでしまうのです。三重は先進的にやっていますからと言われると、本当にそうですか、現地を見えていますかと私は言いたくなります。子供が行ったのは地震の前でしたけれども、やはりまずいなと思いましたので、うちの娘はセットバックさせて住ませました。だけれども、安ければやはり親御さんは下宿があるところに住ませますよね。

そこで今回の法案で決定的に抜けているというか、御指摘させていただきたいのは、こ

の中小企業は、この地において安全なのかということについての視点が全く抜けていると思うのです。御存じだと思いますけれども、たくさんの中企業が海に近いところにあるのです。彼らに対して、そこにいるのは安全なのかどうかということを含めて伝えていくというような、仕事をしていただくと助かります。

以上です。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。

それでは高橋専務理事、お願いいたします。

○高橋専務理事 代理で出ております高橋でございます。

全般的なBCPの対策、中小企業に向けての対策ということで非常にいいものができるのだろうと思います。まず、それを法律という形で皆さんに知らせるということでは、大変よろしいかと思えます。私どもの組合関係でいろいろこのBCPをやってきましたので、その観点から申し上げます。まずは、中間取りまとめの概要のところ、中小企業・小規模事業者の事前対策強化において、大臣認定制度が2つ書いてあるのですが、下のほうの複数の中小企業と連携にかかる大臣認定制度のところなのですが、これは組合が対象になることを確認させていただきたいと存じます。次に、下のほうの商工団体による支援体制の強化というところで、個々の企業にということ前提としているので商工会、商工会議所が法律での規定事項になっていると思われそうですが、組合等が同様の取組をした場合の対応についてどのように整理されているのかということをお教えいただければと思います。

以上です。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。

この段階で何か反応しますか。

○田上企画課長 今、高橋専務からお話がありました複数の認定企業についてでございますが、これは組合も含めてということでございます。

また、他の委員から、自治体内部での連携やリスクファイナンスの話は、三神先生からは中小企業向けのブローキングのコンサルティング機能などの御意見をいただきました。今回は「中間取りまとめ」でございますので、今後「中間取りまとめ」を踏まえて、今後の検討課題とさせていただき、具体的に対応できるところはしっかり取り組んでいきたいと思えます。

○西垣小規模企業振興課長 高橋専務から御質問のありました商工団体による支援というところなのですが、今考えておりますのは小規模事業者支援法という商工会と商工会議所を対象にした法案の中でという形で考えておりますので、そういう意味では小規模事業者の支援をしている機関ということで、ここは商工会、商工会議所に限定した形になっております。

以上です。

○木村事業環境部長 保険の件につきまして、私のほうからも少し補足させていただきたいと思えます。村本先生、あるいは三神先生のほうから何点か御指摘賜ったと思っております。

ます。

まず、地域金融機関でございますけれども、保険加入も含めました事前対策の啓発・普及、あるいは支援に当たりましては、それぞれの機関もコンプライアンスには十分に意を用いて対応されると思っておりますけれども、その一方で、私どもとしましては、中小企業の方々に、それぞれにとっての利便性の高い多様なアクセスルートを確保するということが重要ではないかなと思っております。

その視点から、やはり全国連でありますとか、日商でありますとか、中央会であるとか、そういった商工団体の役割というのが大変重要だろうと思っております。

その理由は、今申し上げたような商工団体は既に複数の大手の損害保険会社と連携をされておまして、会員事業者の方への保険の仲介というようなことをやっておられるという実績を持っておられるということからだろうと思っております。

その関係で資料の1-2の5ページでございますけれども、これは本年度の2次補正予算で措置させていただいたものでございますが、その(1)の一番左側の普及啓発の枠でございますけれども、この中で全国各地におきまして、商工団体が中心となり、今回の法案の趣旨にも御賛同いただける保険会社の方々にも御参画いただく形で、幅広いセミナーでございますとか、あるいは相談会なども開催をしていきたいと思っております。

そういう工夫も重ねる中で不適切な事例のないように十分留意しつつ、それぞれの中小企業の方のリスクに応じた適切な保険加入の検討というのを後押しさせていただきたいと思っております。

さらにブローカーについてのお話ございました。これはアメリカでは御案内のとおり、顧客であります保険契約者、すなわち中小企業の側に立った保険ブローカーという方が歴史的にも根づいてきているというのは御案内のとおりでございます。

我が国ではそういう制度は一部にはもちろんございますけれども、米国と比較しますと必ずしも十分に普及していないという実績がございます。

これにつきましては一般社団法人の日本保険仲立人協会がございまして、場合によりましてはそちらのほうとも十分に連携をさせていただきたいと思っておりますし、何よりも先ほど申し上げましたように、保険加入という点では、商工団体に期待される役割というのは大変大きいものと思っておりますので、そちらのほうとも十分に御相談をしながらしっかり進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。

個別に言及するのは控えておきますが、大変いろいろ刺激的な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。私自身も大いに学びました。

それでは次の議題のほうに移らせていただきたいと思います。次は「事業承継・創業政策について」であります。

事務局のほうから説明をお願いいたします。



○田上企画課長 資料2を御覧ください。「事業承継・創業政策について」でございます。

1 ページおめぐりいただき「事業承継・創業支援の必要性」は割愛します。

1 ページおめぐりいただき、「法人の事業承継税制の抜本拡充」でございます。事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「法人向けの事業承継税制」を、平成30年度の税制改正で抜本的に拡充をさせていただきました。内容としては、対象株式数の上限を撤廃して、猶予割合も100%とし、また、親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者、最大3人まで承継可能にしました。また、これまでの事業承継税制で課題となっておりました8割以上の雇用要件につきましても、未達成の場合でも猶予は継続可能な形で拡充をしまして、その結果、足下の申請件数は年間6,000件に迫る勢いで急速に伸びております。

続きまして、4ページ「第三者承継への支援」をご覧ください。後継者がいらっしゃる中小企業の方々の事業引継ぎを支援するため、事業引継ぎ支援センターを全国47都道府県に設置をしております。こちらは平成23年以降やっております、相談件数も3万件、2,000件以上の引継ぎを実現しております。

5ページを御覧いただければと思います。「第三者承継への支援」ということで、後継者が不在といった課題を抱えていらっしゃる場合、M&Aというのが1つ大きな切り口になるかと考えております。昨年の通常国会において中小企業等経営強化法を改正させていただきました、M&Aによる事業承継を新たに経営力向上計画の対象に追加しております。これによって第三者の事業承継を後押しするといった措置とさせていただきました。内容としては、合併・会社分割・事業譲渡に生じる登録免許税・不動産所得税の軽減措置や許認可承継について支援措置ができる形にしております。

6ページを御覧ください。今後の取組といたしまして、これまで会社について事業承継税制を措置しておりましたが、個人事業者の集中的な事業承継を促すということで、平成31年度の税制改正において、法人と同様に10年間の時限措置として、土地、建物などの承継に関する贈与税・相続税の100%猶予の制度を新たに創設する予定としております。

具体的な事例として、7ページ、制度の適用が想定される事業者として、ガソリンスタンドやプラスチック製造業、酪農家、医療機関の事例としてご紹介しております。いずれも新しい税制が適用されれば、税負担がゼロで承継が可能となります。そうした中、事業承継をする際に、やはり後継者の方が安定的に経営を確保していくために、民法上最低限保障されている相続人の取り分、すなわち「遺留分」がひとつの課題となってきます。既に法人については、平成20年に制定されました経営承継円滑化法に基づきまして、遺留分の放棄に関する民法上の手続の特例規定が設けられています。内容としては、相続人全員との合意に基づきまして、後継者のみが家庭裁判所で手続を行うことで、後継者でない相続人全員の遺留分の放棄に関する手続ができるという制度になっております。この制度を、今回与党税調の議論なども踏まえまして、遺留分に関する民法特例の対象を個人事業者にまで拡大をして、簡便な手続で、後継者が先代から承継した資産を、遺留分を算定するための財産から除外できるような手続規定を経営承継円滑化法の改正で措置できない

か検討しております。

9ページ、今後の取組の3番目といたしまして、中小機構出資の事業承継ファンドから出資を受けた中小企業の税制特例について、事業承継ファンドは中小機構による出資割合が一定以上となる場合、その出資を受けた中小企業の方が「大企業」とみなされ、設備投資に関する中小企業税制、右下に中小企業経営強化税制とか書いてありますが、そういった税制が適用されないという課題がございました。31年度の税制改正で、この事業承継ファンドを通じて中小機構から出資を受けた場合には、機構出資分を大企業保有分と評価しないということで、税制の適用ができる改正をしたいと考えております。

続いて10ページ、今後の取組の4番目といたしまして「事業引継ぎ支援データベースの拡充」ということで、31年度からデータベースを抜本的に拡充し、金融機関や士業・専門家、M&Aの仲介業者など民間事業者や、事業者情報を持つ政府系金融機関、政策金融公庫やジェットロなども含めて、海外も含めた全国大のデータベースを構築していきたいと考えております。

続きまして11ページから、創業・ベンチャー政策でございます。

12ページで「創業・ベンチャー政策の概観」ということで、初期の意識啓発からスキル向上、事業化、成長促進というステージごとに政策メニューをご用意しております。

意識啓発段階では、ベンチャー大賞や昨年の産業競争力強化法改正で創設しました創業気運醸成事業などを行っております。事業化の段階では、昨年の生産性向上特別措置法で「規制のサンドボックス」を講じておりますし、成長促進という観点でストックオプション税制の適用を広げるといった改正も今回やっております。

13ページを御覧ください。産業競争力強化法に基づきます創業支援スキームの概観ということでございます。これは、市区町村と一緒に計画を策定する形で全国1,741のうち1,419の市区町村が計画の認定を受けておりまして、これまで7万人の創業の実現につながっております。先ほど申し上げた産業競争力強化法の改正により、創業に関心の低い方々に対して、創業気運醸成事業として、教育現場での起業家教育や、若者向けのビジネスプランコンテストや、起業・創業を体験できるプログラムの実施とした事業を新たに開始しております。

具体的に事例も出てきておりまして、14ページに創業気運醸成事業の事例として、徳島県の起業家の育成のインターンシップや、高知大学で学内に起業部というのを作られて、起業経験者や事業創造の経験が豊かな方をメンターにされている事例をご紹介します。また、右下のモノコトイノベーションでは、中高生向けのコンテスト型のプログラムといった意識を高めていく取組をされています。

31年度の予算では、創業気運を高めていくために補助をしっかりとやっていこうということで、講師を派遣するサイトを新設することや、都道府県を初め、広域で行われる先進的なモデルをしっかりと応援していくといったことを検討しております。

最後、16ページから「ベンチャー企業の持続的成長に向けて」でございます。ベンチャ

一が成長していくときにリスクマネーの教育、人材の供給、イノベーションといった3点が重要ということで、人材供給という観点ではストックオプションというのが優秀な経営人材や技術者を獲得する有効な手段となっております。この点につきましては、ベンチャー企業との懇談会や、リスクマネー研究会等でも御指摘をいただいているところでございます。

そうした御意見などを踏まえまして、ベンチャー企業が自社の取締役や従業員にストックオプションを付与される際には、税制上の優遇の対象となっておりますが、その対象を社外の高度人材、具体的にはベンチャー企業の成長に貢献する業務を担うプログラマー、エンジニア、弁護士に対しても、適用を拡大できないか検討しております。それに当たりまして、外部協力者を活用して行う事業計画を大臣が認定する制度を、今回、経営強化法に基づく計画認定制度を新たに創設することを検討しております。

以上になります。ありがとうございました。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。

本件についても皆様から活発な意見を賜ればと思いますが、またいつもどおりネームプレートを立てていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、阿部委員からお願いします。

○阿部委員 ありがとうございます。

非常に事業承継税制は余り表には出てこないのですが、私たちの商工会議所ですとか周りは本当にオセロのように若い事業主さんにどんどんかわっているのです、この数字を見るとああなるほど、かなり大ヒット商品なのだなということで、よかったなと思っております。それが第三者承継ですとか、個人向けにどんどん波動していけば、その部分は新陳代謝が起きるのではないかと期待をしております。

もう一つ、創業なのですけれども、この12ページの意識改革のところであるのですが、この出口というか意識改革がやはり一番大切で、一方では働き方改革をやって経営者になるかどうかといったら本当に少ないのです。とてもではないけれども、そんな責任を持って24時間働きますなどという事業主など、とてもではないけれどもやらないというのがほとんどです。

したがって、やはりここには教育というの非常に大切になってくると思いますので、この次の大学生とかありますが、高校生のときから地元で起業している事業主さんとか若者にどんどんレクチャーをしていただいて、その意識というものを高めていただいたほうがいいのではないかなと、私は教育の根本的なところから、この創業というのが連動していないと思っておりますので、そこのところをもう一度モチベーションを上げるというか、価値観というか、やはり地方に創業したほうがいいのだよということを促していただいたほうがいいのかなと現場では感じております。

以上です。

○沼上小委員長 どうもありがとうございます。

続きまして村本委員、お願いいたします

○村本委員 ありがとうございます。

事業承継税制については、これは非常に画期的なことが実現したわけなので、これを個人のところまで適用するというのは非常に有効ではないかと思imasので、まだ6,000件というお話ですけれども、1桁、2桁上げていただくように周知徹底していただくことがありがたいのかなと思っております。

もう一つは、これは私自身の好みの問題でございますけれども、ベンチャー創業支援のところに創業気運醸成というのに取り組みれるということがございました。これは私どもが大学でこういうイノベーションの学部をつくったことでわかりますように、こういうものについての関心は非常に高いし、あるいはそういうところに入ってくる学生の意識も高いので、こういうものに支援をしていただくというのは非常に有効ではないだろうか、高校からというお話もございましたけれども、場合によっては一気通貫で少し学校教育の中で定着させることがいいのかなというような感じもいたしました。

それから、これはあちこちで申し上げているのですが、なかなか御理解が十分いかないところなのですけれども、事業承継で現在は第三者承継がかつてに比べて圧倒的に多いという状況になってきているわけですけれども、国全体としても地方へ人材を移転することに非常に取り組んでいて、100万件とかいろいろ数字は出ておりますけれども、そのときにもう一つ視点として重要なのは、個人という人材として地方に行くという視点で考えますと、例えば東京に住んでいるということであれば、都内に持っている自宅をどうするのかと、向こうに行ってしまって、行ったきりにした場合は売るとか、あるいは貸すのかといろいろな選択肢が出てくるわけですが、そういうことに対応するようなこと、住宅政策との関連といいますか、連携も考えなければいけないのかな。なぜそんなことを言っていますかという、行く経営者として、あるいは事業承継を予定されているということで行くような専門人材、プロ人材というのは、本人はいいわけですけれども、家族がなかなか難しいという問題がある。そうすると、家族がどうするのと言ったときに、例えば10年向こうで働いたら戻りたいということになるかもしれない。5年かもしれない。そういうときの住みかえ住宅政策というのをドッキングさせる必要があるのだらうと思うのです。現在もそういうことについては移住・住みかえ支援機構などの制度がかなり確立されているので、そういうような移住住みかえという視点というのを入れて、制度を考えることも必要なのだということだけを申し上げておきたいと思imas。

ありがとうございました。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。

続いて河原委員、お願いします。

○河原委員 ありがとうございます。まず、昨年度の事業承継税制の大規模な抜本的な改正につきましては、事業承継支援のお手伝いをしている者としては、すごくやりやすくなったとか、経営者のほうから事業承継のお話をいただくことが多くなったということをや

く聞くようになりましたことご報告申し上げます。

事業承継は、70歳を超える経営者245万人のうち半数が後継者未定という問題、まさにこれは、もう個社個人の問題ではなく、社会、地域経済の問題であると思います。

長官からのお話にもございましたが、承継した会社が新たな経営者のもとで生産性の向上を目指すということ、これは本当に大切なことと思います。事業承継支援は、承継して終わりではありません。

さて、「事業承継ガイドライン」では、気づきの次に何をするかと言いますと、その会社の企業価値がどこにあるのかという企業の見える化をいたします。そして、後継者がいる場合には、何をしたいかそれによって会社をどう伸ばしたいか、どの価値を伸ばしていきたいかということ、明確にさせていただく事が大切です。

本日は皆様のお手元に「経営デザインシート」というものをお配りいただいていると思いますが、こちらは内閣府の知的財産戦略事務局から公表されているものですこちらをご覧いただけますか。左側で現状を把握して、右側は将来を想定し、そして図の下、ここがこの図の中で一番重要な部分ですが、これまでから、これからへの移行を、現経営者と後継者お二人で一枚のシートに検討するというツールです。知財のほうでは、事業承継を想定して検討されたものではないと思いますが、初めて見たときから勝手に私がそう思い込んでおりますが、事業環境部財務課のご協力を得まして、事業承継のイベント等で「経営デザインシート」の周知をしていただいております。

これは工夫次第ではさまざまな場面や組織で活用できます。例えば創業でも、今個人として持っているスキルはどうなのか。そして、将来、会社としてどう展開したいのかということにも活用できるものと思いますので、この場をお借りしてご紹介いたします。

本日のお話につきましては簡単に2点、事業承継に関して、事業引継ぎ支援センターではデータベースの構築を進めていますが、各業界団体やいろいろなところでデータベースが始まっていますが、国が主導してこのデータベースはつくるものの方針を聞いていますが、ぜひ中小企業庁さんのほうでも、中小機構の事業引継ぎ事業で進めていますデータベースへのご支援、ご協力をいただきたいと思います。

また、最後に創業支援ですが、ベンチャー企業を支援するだけでなく、支援している方々への表彰も、ご検討いただきたいと思います。

以上でございます。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。

続きまして大浦委員、お願いします。

○大浦委員 こちらはかなり明るい話で、私も読んでいて楽しかったのですけれども、これから先、今までと同じ社会がずっと続くのではないかというベースラインで話ができていっているのが、私は若干不安です。なぜかと言うと、事業承継していいのですけれども、今ある仕事のほとんどが20年後ぐらいまでになくなるかもしれないので、そうすると、そ

れに対してどうサポートしていくのかというのをなしに、では、あなたがやりますねみたいな感じだと本当に先が見えていなくて、やってしまった人は、こんなはずではなかったという可能性はゼロではないのかなと思います。

もう一つですが、やはりそれと同時に、政府が言わなくても、もう若い人たちは全然感覚が違いますので、働き方自身がそもそも違います。なので、会社に所属するということ、何かの組織に所属する人数は激減すると私は考えていて、そうすると、個人で働く人たちが起業していくわけで、そのイメージを持ってこの仕掛けができていのかというのを、もう一回再考していただけるとありがたいなと思います。

3つ目です。ストックオプションなのですけれども、私はこれは純粋に質問なのですが、これは上場前にストックオプションを渡すのですよね。

○田上企画課長 はい。

○大浦委員 ということは、上場前提ですよ。

○田上企画課長 はい。

○大浦委員 もししなかったらどうなるのですか。

○福本新規事業創造推進室長 スtockオプションのところだけ、事実関係を申し上げます。

これは上場前も上場後も関係するのですけれども、一番大きいのは、やはりおっしゃったように上場したときの益が出るところが、繰り延べになるというのが大きく今回やろうとしていることですので、そこが一番出る。もちろんほかの会社にM&Aをされるとか、こういう場合も額が確定をすれば、その益の部分というのは対象になりますので、上場しない場合でもあり得ると思います。ただ、企業価値、株価が上がらない場合はそういう益が出ないので、今回の税としてはメリットが得られないということになるかと思います。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次は三神委員です。

○三神委員 ありがとうございます。

M&Aによって事業承継を進めるという前段階のお試的な仕掛けとして、業務提携のマッチングのようなものも想定をしていただけないか。あるいはそれが現状入っているのかどうかご確認いただきたいというのが1点ございます。

あと、もう一点がこの若い子たちの創業を支援するときに、やはり一番ネックになってくるのが、自分が何らかの店舗を構えたり、オフィスを構えたりというときにつきものの、不動産の契約がらみなのです。お金がないですし、貸してもらえない。これをクリアした例をお話ししておきたいのですけれども、現状、居抜き物件というのがありまして、それを転貸、又貸しをするのは基本的に禁止なのですけれども、オーナーに対する説得ができれば可能です。

例えば居酒屋さんなどが若い子のオーナーシェフ志望者を公募して、居抜き物件は信用がある事業体が主体となって借り、リノベーション以降は借主と入居者が半々ぐらいの負

担でやって、それでインキュベーションをして、ということを経営はボランティアに近い使命感でやっていらっしゃる。これは似たような例でやはり工務店さんが解体の依頼が来たときに所有権者を説得して、リノベーションをして若い子を育てます。絶対に賃料を払えるようにするから、つぶさないで賃貸物件にしてもらえませんかという交渉と入居者公募とインキュベーションをボランティアでやっている。ですから、インキュベーションセット型の転貸であるとか、リノベーションといったことをしている方に、今ほとんど社会的義務感でやっていらっしゃるので、何かインセンティブがあってもっといろいろなプレーヤーが参加してくれるようにならないかなど。

もう一点が、大体商店街で起きていることが、昔のよかった時代を覚えているので、高額でないと絶対若い子になど貸さないという例です。これについて、そうは言っても奇跡的にうまくいっている街が、今では大変なものに育っているという例で、例えば谷根千エリアの古民家カフェみたいな本当にぼろぼろの一戸建てが、若い子が事業を始めている。もう一つは原宿のキャットストリートです。この2つに関しては不動産屋さんが鍵なのです。商店街の中にある小さな不動産仲介業の方が、若い子が独立開業するのに適切な形でリノベーションさせてもらえませんかとオーナーに説得をしているのです。街が育って初めて賃料も上げられるわけです。

こういった交渉を仲介業の方がたまたまなされたところがうまくいっている。若い子が寄ってくるようになってきているというのがあるので、この不動産仲介業の方なども、こういったインキュベーションと言うのか、不動産周りの交渉と言うのか、こういったことをやることにインセンティブが出るような施策か、そういった仕掛けがないと、若者に気分を盛り上げて不動産のところは絶対ネックになるので、今回の報告書に書いてある取組も、こうした施策とセットでやっていただかないと多分回らないだろうなという実感がございます。ぜひ、お願いいたしたいと思います。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。

続きまして関戸委員、お願いします。

○関戸委員 私ども商工会の会員は、57%が個人事業主であります。今回の個人版事業承継税制の創設というのは、商工会はかねてより要望しておりましたけれども、ついに実現をされまして、その内容も100%納税猶予という極めて大胆な措置となりましたけれども、これについては改めて感謝を申し上げます。

商工会会員の経営者年齢も年々上昇しておりまして、平均年齢で見ますと2005年では58.2歳、10年後の2015年では65歳になっておりまして、他方、地域の足下を見れば人口減少、少子高齢化、若年層の流出によって後継者不足が深刻になっております。このままでは地域から事業者がいなくなってしまう恐れがあります。

このような中にありまして、私ども商工会に青年部がありますけれども、彼らにしっかりと事業が承継できるよう、事業承継支援の一番のターゲットと考えております。

私もかつては青年部に所属しておりましたけれども、地域を引っ張っているのは若い力

です。地域で育ち、地域で仕事をしている若者をしっかりと応援していかなければなりません。税制措置は法人、個人ともそろいました。しかし、事業承継は税制措置だけでは十分ではありません。経営の勉強をするだとか、交流を深めてマッチングをするだとか、事業承継補助金を活用することなど、さまざまな対応がありますので、私どもとしてもネットワークを生かしてしっかり支援していきますが、商工会だけでは対応できない部分については、関係機関との連携をしながら進めてまいりたいと思います。

しかしながら、事業承継は個々の経営者、後継者のプライベートにかかわるデリケートな問題でもありますので、支援に際しても慎重にならざるを得ませんし、時間もかかります。時間をかけているうちに事業者をとりまく地域全体の活力が落ちてしまうと、事業承継をしても未来がありません。事業承継の目的は地域経済の維持、発展することでありますので、思い切った事業活動ができるよう、地域経済の活性化につきましても施策を講じていくことが必要であると考えております。

集中期間は10年間となっておりますので、この10年間は国として腰を据えつつ、矢継ぎ早に施策を講じていただきますようお願いを申し上げます。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、曾我委員です。

○曾我委員 政府におかれては、事業承継税制を充実いただき、まずは感謝申し上げます。

事業承継は、その必要性というのを強く感じながらも商工会議所並びに企業にとりましても、取組や気づきに温度差がございます。現在の金融機関の状況、特に地域における地域金融機関の状況を考えますと、やはり従前の顧客である中小企業がしっかり事業承継をしていかないと、顧客の喪失にもつながるということを強く金融機関にも働きかけまして、現在、群馬県商工会議所連合会と県内10商工会議所と群馬県内に本社を置く金融機関で事業承継に絞り込んだ協定を結びました。具体的な内容については、各商工会議所、そしてそこにある金融機関が話し合って、しっかりした本当に地についた、とにかく気づきから始めさせるような事業承継の動きというのを強く、今動き始めたところであります。

創業についてなのですが、これは前にも一度申し上げたことがあるのですがけれども、特に群馬の特色は既存の組織が働きかけるよりも、群馬県内で創業して、一部上場したような企業が、ここ2つ3つ出ておりまして、その創業者の方々が地域に何かを返していこうという思いが非常に強いものですから、彼らの呼びかけに応じまして、地元の地方紙、また、銀行とがタイアップして、「群馬イノベーションアワード」、「ぐんぎんビジネスサポート大賞」というのをづくり、広く働きかけたところ、中学、高校の部活動の中ですら、何とか一つのビジネスモデルをつくって、それを実行に移そうというような動きが出てきております。今年の大賞には専門学校が学生が起案いたしました創業プランが採用されましたが、特にビジネスサポート大賞に採用されますと、いわゆる融資だけではなくて、ファンドをつくって事業のスタートをするお手伝いをしてくれるところまでできております。さらに、そこに挑戦した若い人たちが1期生、2期生、3期生と今6回続いております。



塾を自らつくって研鑽して、新しい挑戦を続けてきているので、いい動きではないのかなと思っています。

○沼上小委員長 どうもありがとうございます。

続きまして三村委員、お願いします。

○三村委員 1つだけ、教育の問題というところで、少し感じていることだけ申し上げたいと思います。14ページ、非常にすてきない事例が出ておりますし、その中で模擬起業を気軽に行うことができるような環境整備とか、こういう教育ができれば非常にいいなと思っていますところがあるわけですが、最近の大学の教育環境が少し厳しくなりまして、むしろ流れが逆行しているところもあるような感じもしております。つまり、大学で一体どんな人材を育成するべきかということが少し混沌としていまして、むしろこういったような形の中でひとり立ちしていくとか、こういった思い切ったリスクをとるといような若者を育てるとい方向よりも少しどちらかという、グローバル人材といったとしても、外資系大手に勤めましょうとかいような方向性に、何となく流れがあるようです。

ただ一方で、学生たちの話を聞きますと、このような活動に興味があるということで、下手をすると大学教育がそのような芽をつぶしている可能性はあるかもしれないと反省しています。

ただ、いま、この流れは非常に重要な流れですし、若い人たちの心の中に明らかに今までのような大企業の組織に入って、そして最後までというような考え方はなくなってきましたので、この制度はいいと思うのですけれども、先ほども御指摘がありましたように、やはり中高生からとか子供時代からこういったものに非常に慣れ親しんでいくということ的前提としながら、教育のあり方も変えていくべきかなと、流れを変えていく時期に来ているとは感じております。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。

ただいいただいた御意見に、少しこちら側からコメントなりを差し上げたいと考えておりますので、まず、松井財務課長からお願いします。

○松井財務課長 財務課長の松井です。事業承継の税制を担当しております。御意見ありがとうございました。

まさに多くの委員からおっしゃっていただきましたとおり、事業承継、おかげさまで法人に続きまして個人のほうも抜本的な手当ができたというところでありますが、事業承継の税そのものは、財産の承継時の税ということで、いわゆる全体の中では極めて一部分にすぎないわけでございまして、引き続き、例えば第三者の承継の問題でありますとか、それから、事業承継した後、まさに新しいこと、先が見えない中でも新しいことに若い方にチャレンジいただくといったことも含めて、あるいはその後継者の育成でありますとか、さまざまな問題、課題は非常に多岐にわたりますので、この税を取っかかりにしながら、そういった全体的な取組というの、この10年の集中期間で引き続き続けてまいりたいということでございますし、その中で河原委員からもお話しがありましたような経営デザイ

ンシートでございますとか、データベースの問題とか、あらゆる手法をとりながら引き続き進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導いただければと考えております。

それから、三神委員から簡単な業務提携のような形で、お試しの連携ができないのかということでもございました。第三者承継の税とかになりますと、なかなか要件は厳格ではありますけれども、全国の事業引継ぎ支援センターとかでは、今も多数の引き合いというか、相談がございますので、そういった中でいきなり事業承継に至るというわけではなくて、業務提携から始めるというようなことも大いにあり得ると思いますし、我々もそういった相談を排除しているわけではありませんので、多様な形で多角的な展開が進められるように引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○沼上小委員長 ありがとうございます。

続きまして、創業・新事業促進課の末富課長からお願いします。

○末富創業・新事業促進課長 創業・新事業促進課長の末富でございます。

たくさんの委員の方々から、創業気運醸成事業、特に起業家教育についてのコメントをいただきました。我々といたしましても、創業気運を高めていくためには、特に若年層を重点的な対象として、創業に関心を持っていただけるようにしていくことが必要だと思っておりますし、その中で起業家教育というのは特に有効な施策だと認識しております。

阿部委員や村本委員からも御指摘がございましたが、なるべく早期の段階から起業家教育をやっていくことが必要だということは認識しておりますし、我々も今年度は高校生を対象としてモデル事業も始めておりますし、あとは文科省さんとも連携して、なるべく早期に各段階に応じた起業家教育というのを推進してまいりたいと思っております。どうか引き続き御支援、御指導のほどお願いしたいと思っております。

また、その他の先生方にも、創業支援に関しましてたくさん御意見をいただきましたので、これを参考にさせていただきまして、施策のほうを検討を進めてまいりたいと思っております。

どうもありがとうございます。

○沼上小委員長 どうもありがとうございます。

それでは、引き続き3番目の議題に移りたいと思います。

「平成31年度中小企業関係予算案及び税制改正案等について」、これについても事務局から御説明をお願いいたします。

○茂木総務課長 総務課長の茂木でございます。

資料3を御覧ください。資料3で、平成30年度の第二次補正予算、それから31年度の当初予算案、それから税制改正の概要について、ポイントを御説明いたします。

今、既にこの会議の中で事業承継の話、創業の話、防災対策の話を見せていただきました。来年度の予算のポイントとしては、5点ございますが、最初の柱が「事業承継・再編・

統合等による新陳代謝の促進」でございます。これは既に資料2で御説明させていただいた内容そのものでございます。個人事業者向けの新規の税制の創設、それから関連した予算の確保を来年度の予算で進めてまいります。

2つ目の柱が「生産性向上・人手不足対策」ということであります。

これは毎年、必要な予算は確保して続けておりますけれども、中小企業が生産性向上を促すための設備投資の支援、あるいは新たな販路開拓のための予算の確保といったものを進めております。また、IT導入を進めるためのIT導入促進のための補助金の確保ということでございます。

今年度の二次補正予算では「ものづくり・商業・サービス補助金」と「持続化補助金」さらには「IT導入補助金」を一体的に措置いたしまして「中小企業生産性革命推進事業」と位置づけております。予算額で1,100億円、第二次補正予算で要求をしております。

それから、生産性の向上の関係で言いますと「ものづくり・商業・サービス補助金」「持続化補助金」については、来年度の当初予算でも額は補正予算に比べると少額ではございますが、要求をしているというところであります。「ものづくり・商業・サービス補助金」については、切れ目なく継続的に予算を措置するというところから「持続化補助金」については、都道府県と連携をしまして、地域の実情に応じたきめ細かい支援策を実行していくという観点から、それぞれ50億円、10億円という額の当初予算での要求を行っております。

3つ目の柱として稼ぐ力の強化ということでございます。これは地域未来牽引企業というものがございまして、こういった地域の中核企業の支援に加えまして、今、御説明ありました創業支援関係の補助金、それから、海外展開のためのさまざまな予算についても、この中で措置をさせていただくということで要求をしております。

下に4番目と5番目がございまして、まず4番目については「災害からの復旧・復興・強靱化」という視点での予算の確保でございます。これは今日の資料1で御説明させていただきました強靱化対策をしっかり進めていくための予算措置、税制でございます。既に内容については資料1で御説明したとおりでございます。加えまして、平成30年度の7月豪雨、それから台風21号、北海道胆振東部地震に関連した災害復旧予算についても、この中であわせて措置を要求しているところでございます。

最後に「経営の下支え、事業環境の整備」ということでございまして、御承知のとおり、今年の10月には消費税の増税が行われます。これに対応しまして軽減税率への対応というのを中小企業の現場の皆さんに御対応いただかなければいけないということで、レジの導入補助金について、改めて基金の手当をさせていただいております。既に500億ほどの基金がございましたが、新たに560億円、これに基金を積みますという要求をさせていただいております。

補助率を引き上げる。それから、補助の対象の範囲を見直す等のきめ細かい対応をしな

がら、関係機関の皆様にも御協力いただきながら、現場で円滑にこの軽減税率で対応できるように、しっかり中小企業庁としても支援をしてまいりたいと思っております。

また、消費増税に伴う臨時・特別の措置として、商店街の活性化支援の予算についても、ここで50億円要求をさせていただいております。

以上が今年度二次補正予算、それから31年度の当初予算、税制の要求の概要でございます。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。

それでは、また皆さんのほうから御質問、コメントをいただければと思います。

では、関戸委員からお願いいたします。

○関戸委員 相対的な話ですけれども、平成9年に消費税が2%上がってから、2%というところと今の経済で5兆円になるわけですけれども、15年間で12兆円の歳入が減ったわけです。100万社が倒産、廃業しているということで、現在も20年間では140万社が、520から380ぐらいになっています。生活保護者が60万人が今160万で、100万ふえているわけです。

ですから、その数字的にもリンクしているようなところがあるわけですけれども、本当に生産者人口がどんどん減ってくる。社会保障人口はどんどんふえる。20年前、40代だった経営者が今66歳、やはりふえているわけです。

先ほどオセロという話もありましたけれども、オセロのようにどんどんひっくり返っていくわけです。生活保護費がどんどんふえる。医療費もやはり仕事をしないとひきこもりですから、医療費もふえる。今、40兆円あるそうです。国家予算の中で物すごい社会保障費がふえている。毎年1兆円ふえると言っていますけれども、そういう中に今回のようなこの議題のあらゆるものが全てそうですけれども、小規模事業者対策というのは非常に重要だなということを感じるわけです。

その中で消費税がつかずきになっているという話をしたいのですけれども、実は14.6%という、ずっと滞納はあったわけです。免税店が3000万から1000万になったときに、16万社ぐらいが滞納がふえています。49万社が65万社になったという事例があるとおり、消費税が非常にキャッシュフローを持っていて、それがつい順番を間違えて使ってしまう。法定の期限に納税証明書がないと金融機関から借りられませんから、非常にその扱いが難しいわけです。いわゆる税務署の徴税のかわりを事業者がやっているわけです。

これは総務も経理も営業部もあるところではいいのですけれども、やはりそこが非常にこれから日本の社会保障人口をふやす、生産者人口を減らすというところに、14.6%の、26年に私も発言したのですけれども、今の高利貸しも腰を引くような税率をそのまま維持されていた。それが今は9ぐらいになったのです。ですけれども、まだまだ、そういうことが税務署のいわゆる徴税の仕事を代替しているというところに、そこをさせてしまう、社会保障人口をふやしてしまうことを懸念して持続化させること、これが非常に大事な国策ではないかなと思っております。

以上です。

○沼上小委員長 どうもありがとうございます。

それでは三神委員、お願いいたします。

○三神委員 どうもありがとうございます。

今、御指摘のあった高齢層がふえていくことに伴うリスクと、創業支援がどうしても若者中心になっているのですけれども、やはり老後一定のキャッシュインを高齢層にも確保していただくというレベルの、ちょっと軽い創業と言いますか、それと社会保障費、特に医療費の増大を減らすというミックスした政策がイギリスにあるのをご紹介させていただきます。イギリスのケースはもともと医療費に非常にシビアな考え方を持っているのですが、一番問題なのが、男性で孤独化している高齢層というのが一番リスクだというデータがありまして、その方たちをそれぞれ地元の工務店さんだったり、ちょっとしたガレージがあるような工具店などに一定の補助を出して、高齢層たちに工具の使い方を教えてあげたり、ちょっとしたコミュニティーを形成するサードプレイス作りをしているのです。飲み会もセットになっている。そして、本丸が老後の資金繰りです。その相談をするというプロも時々派遣してそういったところに行き渡らせる。

さらにこの活動が有効なのは、先ほどちょっとお話しした若い子向けのリノベーションだったり、地元のちょっとしたリノベーションをそういう方たちがやるというお仕事づくりになっているのです。もうちょっとそれが一定のフィーがとれるようになったらそういうものにちょっと参加をしていく。実現するには日本では省庁横断になってしまうのですけれども、現状、高齢者の孤独対策になると必ず、いわゆる福祉関係の方がときどき見回りにいく、で終わってしまう。そこでとまってしまう。そこから出てきていただいて、市場に参加していただいてという、ちょっと中間的な仕掛けです。これをおつくりいただけないかなと思います。

メンズシェッドという、大ヒットしているイギリスの施策です。ご参考までに。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。

では阿部委員、お願いいたします。

○阿部委員 ありがとうございます。

商店街活性化支援に50億円、内容なのですけれども、やはり今までやってきた検証をして、しっかり成果が上がっているものは別として、そうでないものは捨てていただきたいのです。これから地方の商店街は今まで大型店にやられて、本当に私たちの責任もあるのですけれども、生態系が変わってしまった環境の中で、生き続けていかなければいけないのですけれども、顕在的に活性化しているところはどこかと言うと、先ほど三神委員がおっしゃったように、若い人たちが空き店舗を活用してどんどん楽しい、いわゆる老人から子供までギャザリングと言うのでしょうか、コミュニティーと言うのでしょうか、そういったもので楽しいエリアになっているところがぼつぼつと出てきた感じなのです。

大型店もなかなか売り場面積も広げられずに業績も下がっている。コンビニもなかなか

統合してしまっているという中で、やはり若者に対しての支援、特に内装ですとか、やはり先ほどの不動産の部分のどうしても不労所得で稼ぐという大家さんが多いので、その辺のところの改善の支援策ですとか、そういったところでちょっと方向性を変えていただくと、非常にエリアとしての新しい面白みというのが出てくる。これが創業支援にもつながり、地域のコンパクトなエリアになっていながら、昔の温かみが出てくるのではないかなと、こんなことに私は期待をして、ずっと20年、30年見てまいりましたけれども、この50億の活性化支援というものは、少しずつそういったところにシフトしていただいて、成果がきちっと出るように連携をとって、全信連としても連携をとって活動をしていただけたらなと思っております。そうすると、末端まで広がってきますので、芽が出てくるのではないかと、切にお願いいたします。

以上です。

○沼上小委員長 ありがとうございます。

続きまして河原委員、お願いします。

○河原委員 ありがとうございます。

事業承継に関連いたしまして、引退する経営者につきまして、お話をさせていただきます。

引退した方々が、例えば、従業員承継やM&Aで、株を売却した場合に、多くの経営者が、たぶんその売却資金を貯蓄されると思います。しかし、そのお金を株に投資をする場合に、何らかのメリットがあれば、貯蓄をせずに投資することでお金が循環するのではないかと思います。引退する経営者に対して、その後も活躍できる社会の整備や、何かそういう新たな制度というの、ご検討いただきたいと思います。

それから、個社と個社のM&Aだけではなく、地域や業界でいくつかの企業を一つにまとまっていただくことを進めてはいかがでしょうか。

以前この審議会にゲストとしてお迎えになった若者たちが集まって株式会社を設立し、自治体がやるようなサービスまで彼らがやっていて、素晴らしい取組とは思いました。

しかし、営利企業としての継続性は難しいのではないのかと発言したことがあります。若者たちの地域を思う心をしっかりとサポートすることも大切ではあると思います。すなわち、地域でまとまる場合には、株式会社ではない組織の選択も含め、多様なサポートもご検討いただけたらありがたいと思います。

最後に、本日のテーマではございませんが、消費税の軽減税率の対応準備は、多くの中小企業には大きな負担となっていることをご指摘申し上げます。

以上でございます。

○沼上小委員長 ありがとうございます。

それでは大浦委員、お願いいたします。

○大浦委員 IT化の話なのですけれども、補助金の成り立ちを見ておりまして、この国はIT化する気はあるのかなと思うのです。多分、あの補助金は本気でIT化しようと思ったら

使えないのです。iPadやパソコンは買わせないみたいなすばらしい補助金なので、まず、基本的にデバイスなしでやるようなものはあり得ないと思うので、補助金の考え方をもう一回再考していただけると助かるなと思います。

それから先ほど私は本当に勉強不足で、反省したのですけれども、消費税をお払いになっていらっしゃる方は、好きで払っていらっしゃるのではないかと思いますので、こういうものはIT化してしまえば、そもそも取り立てるという無駄な人件費は要らないわけです。今、何か取り立てが発生しているということですので、そうすると、もう最初からIT化していれば引けますので、本当に真剣に、小さいところほどIT化するというのを少し考えていただけるとありがたいなと思います。

最後になりますけれども、先ほど三神委員がおっしゃっていた男性、それなりの高齢の件、私どもは実はそういう仕事をしようと思ひましてセミナーを開いたのです。女性向けと思ってやったのですけれども、男性の食いつきがすばらしく、こんなに男性たちは働きたがっていたのだなど。その熱意が、当然のことながらそれまで働いておられるので、女性の10倍以上あるわけです。彼らは働き手として十分活用できるのだけれども、もう人の下では働きたくない感じなのです。なので、先ほどの本当に個人事業主として、独立して働けるようなことを少し頭において、支援策を考えていただく。そして、彼らには実は、やはりそれをするための教育が必要なもので、それについて中小企業庁で少し考えていただけると、彼らが病院通いをするのではなく、働くような場所に通えるのではないかなと思います。

以上です。

○沼上小委員長 ありがとうございます。

多分、最後になると思いますけれども、曾我委員どうぞ。

○曾我委員 小規模事業者支援法の一部を改正し、地域における小規模事業者をより強く伴走支援するために、地方自治体と連携した事業継続力強化支援計画及び経営発達支援計画の策定等に要する費用については、国が支援していただけるというお話で、大変ありがたいと思います。一方で、商工会議所等ではこれに対応していくには完全に人手不足になっている状況でもありますので、地方自治体に対して、強く事業実施のための予算措置を、特に今回は強く要望していきたいと思っています。ぜひ、中小企業庁におかれましても、地方自治体へのその辺の御指導をよろしくお願いいたします。

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。

ただいまいただいた御意見に対して、茂木総務課長のほうから一言何かお願いします。

○茂木総務課長 予算も含めまして、大変多様な御意見を頂戴しまして、まことにありがとうございます。

特に一点だけ、三神委員、それから、阿部委員からも御指摘いただきましたけれども、やはり商店街の支援策というのが旧来型ではなくて、やはり新しい町並み、あるいはそこでの賑わいを創造していくようなスタイルに変わっていかねばいけないという御指摘

は大変ごもっともだと思います。私どもは幾つかそういう事例も見ておりますので、やはり支援策の制度設計も含めて、これは経産省だけでは閉じないと思いますので、いろいろな関係部局とも相談しながら、そういう新しい形を応援できるような考え方を導入していきたいと思います。

御指摘ありがとうございました

○沼上小委員長 どうもありがとうございました。

まだまだ御意見がつきないことかとは存じますけれども、このあたりで討議を終了させていただきたいと思います。

それでは、事務局のほうから、今後の進め方について御説明をお願いします。

○田上企画課長 今後、本日いただいた御意見等を踏まえまして、事務局で検討し、またご連絡をしたいと思います。

最後に伊藤調査室長のほうから、お手元にあります「儲かる中小企業」について、簡単に御説明をさせていただきますので、お時間をいただければと思います。

○伊藤調査室長 調査室長の伊藤です。

この書籍を作成・配付した背景について、簡単に御説明させていただきます。前回の基本問題小委員会でありました、成功事例については情報提供をすべきであるという旨の御指摘を踏まえまして、私どもはどのような情報提供が望ましいかと検討した結果、今回この白書の事例を別途書籍とするとさせていただきます。もともと、白書の中では、冒頭に長官のほうから御説明がありましたように、成功事例を含んではいるのですが、A4で合計800ページということで大部になりますので、中小企業の方々が簡単に手にとって説明するのがなかなか難しい書籍でございました。

そこで今回、掲載している事例を抜き出しつつ、幾つかのケースにつきましては、再取材をしてストーリーにして、わかりやすく読みやすくという形にしまして、コンパクトな書籍にまとめさせていただきました。事業承継のほか、人手不足、地域の活用など、経営や業務の役に立つ内容となっておりますので、お忙しいところを恐縮ですが、手にとっていただき、また、お目通しいただいた上で周りの方にもお勧めいただければ、大変ありがたいと思っております。

私からは以上でございます。

○沼上小委員長 それでは、以上をもちまして、若干早目ではありますけれども、中小企業政策審議会基本問題小委員会を閉会したいと思います。もう少しお話になりたかった方がいらっしやると思いますけれども、途中でベルを導入してしまって話の腰を折ったかもしれません。大変申し訳ございません。皆さんの御協力のおかげで時間内に終了できましたので、御協力に心から感謝をしたいと思います。どうもありがとうございました。

午前11時52分 閉会